するための設備、無線電話遭難周波数聴守受信機、デジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出聴守装置に限る。）に限る。以下同じ。）について、それぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二　（略）

２～５　（略）

（設備の二重化）

第六十条の六　前条の設備の二重化は、船舶の航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる予備の無線設備を備えることにより行われるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一　Ａ４水域を航行する船舶

区分	予備の無線設備
国際航海旅客船等	イ　ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守装置、ＭＦ無線電話、ＭＦデジタル選択呼出装置及びＭＦデジタル選択呼出聴守装置
	ロ　（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	イ　ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置
	ロ　（略）

備考

一　（略）

二　短期間のみＡ４水域を航行する国際航海旅客船等に備えるべき予備の無線設備（ＶＨＦ無線設備を除く。）については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等データ通信設備に代えることができる。

三　短期間のみＡ４水域を航行する国際航海旅客船等以外の船舶に備えるべき予備の無線設備（ＶＨＦ無線設備を除く。）については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等データ通信設備又はインマルサット等無線電話に代えることができる。

二　Ａ３水域、Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
国際航海旅客船等	イ　(1)又は(2)のいずれかの無線設備 (1)　ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守装置、ＭＦ無線電話、

するための設備、無線電話遭難周波数聴守受信機、デジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出聴守装置に限る。）に限る。以下同じ。）について、それぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二　（略）

２～５　（略）

（設備の二重化）

第六十条の六　前条の設備の二重化は、船舶の航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる予備の無線設備を備えることにより行われるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一　Ａ４水域を航行する船舶

区分	予備の無線設備
国際航海旅客船等	イ　ＨＦ直接印刷電信、ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守装置、ＭＦ直接印刷電信、ＭＦ無線電話、ＭＦデジタル選択呼出装置及びＭＦデジタル選択呼出聴守装置
	ロ　（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	イ　(1)又は(2)のいずれかの無線設備 (1)　ＨＦ直接印刷電信、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置 (2)　ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置
	ロ　（略）

備考

一　（略）

二　短期間のみＡ４水域を航行する国際航海旅客船等に備えるべき予備の無線設備（ＶＨＦ無線設備を除く。）については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の直接印刷電信（以下「インマルサット等直接印刷電信」という。）に代えることができる。

三　短期間のみＡ４水域を航行する国際航海旅客船等以外の船舶に備えるべき予備の無線設備（ＶＨＦ無線設備を除く。）については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等直接印刷電信又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話（以下「インマルサット等無線電話」という。）に代えることができる。

二　Ａ３水域、Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
国際航海旅客船等	イ　(1)又は(2)のいずれかの無線設備 (1)　ＨＦ直接印刷電信、ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守